

令和8年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会会議録

令和8年6月25日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時49分

◎出席議員（12名）

1番	平塚英教	2番	高木洋一
3番	相馬正典	4番	小川正典
5番	渋谷由放	6番	川俣義雅
7番	堀江清一	8番	薄井亮
9番	川上要一	10番	青木敏久
11番	大金清	12番	益子明美

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣純子
副組合長	益子純恵
事務局長兼管理課長兼会計室長	大谷光幸
消防長	加藤勇
病院長	森成正人
病院事務長兼医事課長	鈴木克幸
会計管理者兼総務課長	小野里広美
病院総務課長	津久井友江
保健衛生センター所長兼施設整備室長	鈴木康宏
消防本部総務課長	柏崎克彦
消防本部警防課長	阿久津善夫
消防本部予防課長	栗田祥夫

◎職務のため出席した者の職氏名

議事係長	星麻里
書記	永森強
書記	齋藤晋太郎

○議事日程

日程第1 仮着席の指定

日程第2 議長の選挙

○追加議事日程

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙 (議長提出)

追加日程第5 (報告第1号) 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (組合長提出)

追加日程第6 (議案第1号) 専決処分の承認を求めることについて(令和8年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算(第1号)について) (組合長提出)

追加日程第7 (議案第2号) 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理について (組合長提出)

追加日程第8 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について (組合長提出)

追加日程第9 (議案第4号) 財産の取得について (組合長提出)

追加日程第10 (議案第5号) 財産の取得について (組合長提出)

追加日程第11 (議案第6号) 財産の取得について (組合長提出)

追加日程第12 (議案第7号) 南那須地区広域行政事務組合監査委員 (議会選出)
の選任同意について (組合長提出)

追加日程第13 (発議第1号) 請願等特別委員会の設置について (議長提出)

追加日程第14 (報告第2号) 特別委員会委員の選任について (議長提出)

追加日程第15 (報告第3号) 特別委員会委員長及び副委員長の報告について
(議長提出)

追加日程第16 (付託第1号) 請願書等の付託について (議長提出)

追加日程第17 閉会中の継続審査の申し出について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○臨時議長（川俣義雅） ただいまの出席議員は12名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会にあたり、組合の委員長であります川俣組合長から挨拶を求めます。
組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） おはようございます。令和8年第2回南那須地区広域行政事務組合臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中の中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

暦の上では入梅となり、今日は雨ですが、台風の影響かなという感じの雨と長雨の季節の梅雨前線のおかげだと思っております。いい雨なのか、強く降ることがなく通っていただければありがたいと思っております。

議員各位におかれましては、この度の那須烏山市議会議員選挙並びに那珂川町町議会議員選挙において見事当選を果たされましたこと、誠におめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

当組合は、那須烏山市と那珂川町の1市1町で構成される一部事務組合でございます。このたびの改選により、これまでの組合運営に多大なるご尽力をいただき、経験豊富な皆様に加えまして、新たに選出された新議員を迎え、共に歩んでいけることを心強く感じております。

当組合の事業は、事務局をはじめ保健衛生センター、斎場、消防、そして那須南病院の運営など、地域住民の生命と生活に直結する極めて重要な役割を担っております。議員各位もご承知のとおり、し尿処理・ごみ処理施設の更新や老朽化対策、那須南病院の経営改善や施設整備など、将来を見据えた喫緊の課題が山積しております。これらの課題を一つ一つ着実に解決し、住民の皆様が安心して暮らせる地域社会を維持していくために、議員各位の深いご理解と市町の垣根を越えた強固な協力体制が不可欠であります。

ここで1つ、うれしい報告をさせていただきたいと思います。昨日の県の消防救急大会におきまして、今回、県内で2位になる成績を収めました。1位ではないので全国大会には行かないそうですが、本当に訓練の賜物だと思っています。今後もこの活動を励みとして、より一層、市民の安全・安心、町民の安全・安心を守っていただけるように努めていただけるとありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

併せまして、今後の組合運営に対しまして、皆様の豊かな支援と暖かいご指導を賜りますよう切にお願いを申し上げる次第であります。

さて、本日の臨時会で提出いたしました案件は、報告1件、専決処分1件、条例改正2件、財産の取得3件及び人事案件の計8件でございます。何とぞ慎重なる審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（川俣義雅） 川俣組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては事前配付のとおりであります。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（川俣義雅） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席につきましては、ただいま着席されております議席を仮議席と指定いたします。

◎日程第2 議長の選挙

○臨時議長（川俣義雅） 日程第2 議長の選挙を行います。

議長の選挙につきましては、投票もしくは指名推薦のいずれかの方法がありますが、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（川俣義雅） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は指名推選によることを決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（川俣義雅） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定しました。

それでは、議長に益子明美議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました益子明美議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（川俣義雅） 異議なしと認めます。

よって、ただいま臨時議長において指名いたしました益子明美議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました益子明美議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました益子明美議員の議長就任のご挨拶をお願いいたします。

〔議長 益子明美 登壇〕

○議長（益子明美） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは議員各位のご推挙を賜り、南那須地区広域行政事務組合議長という重責を担うことになりました。身に余る光栄であるとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いであります。

当組合の所管する事務は、那須烏山市、那珂川町町民の皆様の安心・安全な暮らしに直結する極めて重要なものばかりであります。各施設の老朽化に伴う課題に那須烏山市、那珂川町の両市町が連携を密にし、迅速かつ的確に対応していくことが求められていると感じております。

議長といたしましては、議員各位の意見を広く敬重し、公平・公正にして円滑な議会運営に努め、本組合の事業推進と那須南地域の振興発展のために誠心誠意努めてまいります。議員の皆様、組合長並びに執行部の皆様におかれましては、格別のご支援とご協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○臨時議長(川俣義雅) 議長が決定しましたので、臨時議長の職務は終了いたしました。議長職を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。

【休憩】(午前10時08分)

【再開】(午前10時11分)

○議長(益子明美) 再開いたします。

本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

これより、ただいま配付いたしました議事日程を追加して議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(益子明美) 異議なしと認めます。

よって、日程を追加して議事を進めることに決定いたします。

◎追加日程第1 議席の指定

○議長(益子明美) 追加日程第1 議席の指定を行います。

ここで、暫時休憩いたします。

【休憩】(午前10時11分)

【再開】(午前10時12分)

○議長（益子明美） 再開いたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することとなっております。

議席については、現在着席している議席のとおり指定いたします。

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（益子明美） 追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、1番、平塚英教議員、2番、高木洋一議員の2名を指名いたします。

◎追加日程第3 会期の決定

○議長（益子明美） 追加日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎追加日程第4 副議長の選挙

○議長（益子明美） 追加日程第4 副議長の選挙を行います。

副議長の選挙につきましては、投票もしくは指名推選のいずれかの方法がありますが、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、副議長に青木敏久議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました青木敏久議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました青木敏久議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました青木敏久議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました青木敏久議員の副議長就任のご挨拶をお願いいたします。登壇願います。

〔 副議長 青木敏久 登壇 〕

○副議長（青木敏久） ただいま皆様のご推挙により副議長に就任いたしました青木敏久でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長の補佐役として、この大任を得ましたので、力強く進めてまいりたいと思います。この地域、多数の地域課題がございます。住民福祉向上のためにも取り組んでまいります。そ

して、円滑な議会運営、公正中立な議会運営に心がけてまいりたいと思いますので、皆様のご協力、そしてご支援、よろしくお願い申し上げまして、就任のご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

◎追加日程第5 （報告第1号）令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（益子明美） 追加日程第5 （報告第1号）令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

執行部の報告を求めます。

組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 報告第1号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第213条の規定に基づき、令和8年2月の定例会において翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調整し、議会に報告するものであります。

2ページ目の繰越計算書をご覧ください。

1番目の3款衛生費、2項清掃費、汚泥再生処理センター建設候補地合意形成支援業務は、資源化方式見直しや陳情書対応に伴う業務進捗を踏まえ、495万円を繰り越したものであります。

2番目の4款消防費、1項消防費、救助工作車の更新事業は、車体の生産が遅れ、令和7年度中の納車が不可能となったため、1億5,140万2,000円を繰り越したものであります。その財源は、国庫支出金が4,606万2,000円、地方債が9,430万円、一般財源が1,104万円で、3番目の車載消防用通信機器移設事業は、新たな救助工作車の納入後に既存の通信機器を移設するものであり、救助工作車の更新に併せて令和8年度に繰り越したものであります。

以上、繰越計算書の報告を申し上げます。

○議長（益子明美） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番、堀江議員。

○7番（堀江清一） 繰越計算書の報告がありましたが、衛生費の清掃費、汚泥再生センター建設候補地合意形成支援業務、この詳しい内容というのはどんな内容なのか、伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（益子明美） 大谷局長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（大谷光幸） それでは、予算のことでございますので、私のほうからご説明申し上げます。

汚泥再生処理センター建設候補地合意形成支援業務でございます。こちらはご承知のとおり、令和6年度中に建設候補のエリア、比較的大きな範囲でエリアを選びました。南那須を選ばせていただきまして、そのエリアの中で、さらに建設候補地を絞り込んでいきたい、また、地元の皆さんと合意形成を図っていききたい、そういった業務となっております。

なお、繰越しました理由と申しましては、ご存じのとおり、昨年の住民説明会を6月29日と8月3日に開催させていただいたんですが、建設候補エリアの地元自治会の皆さんから建設候補エリアを見直してもらいたいなどという陳情がなされ、また、組合議会においても、資源化方式の見直しの決議が9月26日になされまして、し尿処理施設の基本計画の見直し作業が進められた。これらのことがあったことで、令和7年度ではなく令和8年度まで繰越しをさせていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（益子明美） 7番、堀江議員。

○7番（堀江清一） 地元から合意をもらっていないので、まだそこに決まっていないところだったと思うんです。そこを測るとか精査するとか、そういう内容だったんですかね。まだ決まっていないのにそこをやるというのはどういう訳なのかと疑問に思ったものですから、その辺のところの説明をお願いします。

○議長（益子明美） 大谷局長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（大谷光幸） 内容といたしましては、合意形成支援業務というぐらいですので、どちらかという、調査研究とかそういうことが内容となっていますので、現地に踏み込んで例えば地質調査をするとか、そういった類いのことは予定はしてございません。

以上です。

○議長（益子明美） 7 番、堀江議員。

○7 番（堀江清一） 調査研究はまだなされていないということなんでしょうか。

○議長（益子明美） 大谷局長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（大谷光幸） 昨年度から各種の調査研究をやっております、特に大きく進捗させておりますのは、もともと堆肥化をしようという話だったんですけども、堆肥化の不合理性を皆さんからも訴えていただいたので、堆肥化ではなくて違う方式にというようなことで、今、事務局のほうでもかなり煮詰めているところでございます。そういった調査研究は着々と進めているところでございます。

以上です。

○7 番（堀江清一） 了解しました。

○議長（益子明美） ほかに質疑ありませんか。

1 番、平塚議員。

○1 番（平塚英教） 4 款消防費の烏山消防署救助工作車の更新でございますが、これはいつ頃までに納車されて、この事業が始まるのか、さらに下の消防用通信機器の設置につきましても、いつ頃にこの事業が完了するのか、説明をお願いします。

○議長（益子明美） 警防課長。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） 私から説明させていただきます。

議員の質問に関しまして、救助工作車に関しましては5月13日に納車されまして、その後、検品及び完成検査を経まして、救急救助隊員の訓練資機材、車両の訓練を経まして、正式に5月27日に運用開始となりました。先ほどの通信機器の移設なんですが、5月24日から3日間かけて移設、移設した後に運用開始になったものです。

以上です。

○1番（平塚英教） 了解しました。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎追加日程第6 （議案第1号）専決処分の承認を求めることについて（令和8年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）について）

○議長（益子明美） 追加日程第6 （議案第1号）専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明をいたします。

本案は、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、令和8年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を4月13日付で専

決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

経緯でございますが、本年3月末、那須南病院1階の眼科診療室に設置しております空調設備に不具合が生じたことから、施設の維持管理業者に点検を依頼しました。その結果、当該設備は設置から30年が経過しており、老朽化による故障であること、さらに、基盤部品が既に製造中止となっており、修理による対応は不可能であるとの判断を示されました。本格的な暑さが来る前に更新工事を実施しなければ、診療業務に支障を来すとともに、患者様の安全確保にも影響を生じることから、特に緊急を要すると判断し、補正予算の専決処分を行ったものであります。

補正の内容は、資本的収入及び支出をそれぞれ350万円増額したもので、工事費の財源につきましては、病院事業債の充当を予定しております。

なお、更新工事につきましては5月17日に完了しております。

以上で提案理由の説明とさせていただきますが、今後、このような同様の事態が起こることがないように、設備の点検、更新を含めた管理体制の強化に努めてまいりますので、何とぞ慎重にご審議を賜りまして、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（益子明美） 提案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎追加日程第7 （議案第2号）地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備について

○議長（益子明美） 追加日程第7 （議案第2号）地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律等の施行により、関係する当組合の条例について、所要の規定の整備を行うものでございます。

国の法改正におきましては、多様化するキャッシュレス決済などの対応や公金事務の効率化を図るため、民間事業者等への公金取扱いの委託手続を一元化する指定公金事務取扱制度が新たに創設されました。この新しい制度の条文が地方自治法の中に組み込まれたことにより、法における関係条文の項番号や枝番が繰り下がるなどの変更が生じております。これに伴い、当組合の監査委員に関する条例、組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び病院事業の設置等に関する条例の3つの条例におきまして、引用している地方自治法等の条文番号を国の法令と合致させるため、整備を行うものであります。

詳細につきましては総務課長より説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 議案第２号について補足説明を申し上げます。

議案書１ページをご覧ください。

今回の改正は、国の地方自治法改正により、条文番号が後ろに下がったことに伴う整理でございます。第１条の南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例につきましては、議案書の第２条及び第６条において、職員の賠償責任に関する引用条文を変更するものです。地方自治法の条文番号がずれたことに合わせ、これまでの法第２４３条の２の８第３項から、法第２４３条の２の９第３項へ改めるものです。

次に、第２条の南那須地区広域行政事務組合長等の損害賠償の一部免責に関する条例につきましては、第１条において、免責の根拠となる条文の引用を法第２４３条の２の７第１項から法第２４３条の２の８第１項へ、また、賠償命令に関する引用を法第２４３条の２の８第３項から、法第２４３条の２の９第３項へ改めるとともに、第２条において免責額を算出の基礎となる制令の引用について、地方自治法施行令第１７３条の４第１項第１号から第１７３条の５第１項第１号へ改正するものでございます。

続きまして、議案書３ページをご覧ください。第３条の南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例につきましては、第１１条において、病院事業に勤務する職員の賠償責任を免除する際の引用条文について、法第２４３条の２の８第８項から法第２４３条の２の９第８項へ改めるものでございます。

最後に、施行期日につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日定める制令の施行日に合わせ、令和８年９月２４日としております。

今回の改正は、地方自治法の改正に伴い法文の条番号が繰り下げられたため、当組合の条文で引用している条番号を現行法に適合させる技術的な整理を行うものでございます。したがって、制度の実質的な内容に変更を加えるものではありません。

以上で議案第２号に係る補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第8 （議案第3号）南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

○議長（益子明美） 追加日程第8 （議案第3号）南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第3号 南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、技能労務職員の給与水準について、近年の民間賃金同等の最低賃金の引上げ状況と整合性を図るため、新たに第2種初任給調整手当を創設し、併せて、所要の規定整理を行うものであります。

令和7年8月、人事院は、物価上昇や民間における賃上げ、さらには深刻化する人材確保を鑑み、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上についても大幅な引上げを行う給与勧告を行

いました。

当組合におきましても、優秀な人材の確保と職員の士気向上を図るため、令和8年2月の組合議会定例会において、一般職員を対象とした同様の改正をご承認いただいたところであります。

今回の改正は、技能労務職員及び会計年度任用職員につきましても、これら一般職員と同様の措置を講ずる必要があることから、本議会において提案するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 議案第3号について、補足説明を申し上げます。

本案は、地域の民間賃金水準と整合性を図るため、所要の改正を行うものです。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は、南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。第2条第3項に新たに第2種初任給調整手当を追加いたします。

次に、第4条において、この手当の支給基準を定義いたします。具体的には、採用時の給料月額と地域手当の合計を時給換算した際、地域の最低賃金を下回る職員に対し、その差額を調整手当として支給するものです。これに伴い、既存の扶養手当を第4条の2に、地域手当を第4条の3に繰り下げ、条文番号の整理を行うものです。

また、第14条において、定年前再任用短時間勤務職員等を扶養手当の支給対象外とする条項を改正後の条番号である第4条の2へ改めるものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

第2条、職員の修学部分休業に関する条例、第3条、職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正でございます。これらは、部分休業により勤務しない時間につき給与を減額する際、その計算基礎額に新設した第2種初任給調整手当を追加するほか、給料の調整額に関する文言の整理を行うものです。

同じく2ページ、第4条、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

第2条において、会計年度任用職員の給与の種類に第2種初任給調整手当を追加いたします。

議案書3ページをご覧ください。第7条の2では、フルタイム会計年度任用職員に対し、

一般職と同様に最低賃金を保障するための規定を準用いたします。

第17条第1項及び第2項においては、勤務1時間当たりの算定基礎を、実情に合わせて地域手当からより柔軟な運用が可能な組合規則で定める手当へと改めるものです。

続きまして、第19条の2は、パートタイム会計年度任用職員の報酬額が地域の最低賃金を下回る場合に、その差額を報酬として支給する規定を新設するものです。

第27条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額時間外の計算基礎を第17条と同様に組合規則で定める報酬へ整理するものです。

続きまして、附則についてご説明申し上げます。

まず、附則第1条でございます。本条例は、交付の日から施行するとしておりますが、第2項におきまして、改正後の各条例の規定は令和8年4月1日から適用することとしております。この適用日につきましては、本年2月議会におきまして、一般職を対象とした第2種初任給調整手当の新設をご承認いただいたところですが、本案はこれに併せ、技能労務職員や会計年度任用職員に対しましても同様の手当を支給可能とするものでございます。そのため、一般職員の適用開始時期と整合を図り、令和8年4月1日を適用日として設定しております。

最後に、第2条、規則への委任でございます。本条例の施行に関し、必要な事項は組合規則で定めることとしております。

以上で議案第3号に係る補足説明を終わりとさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、渋井議員。

○5番（渋井由放） 説明は分かったんですが、まず、対象となる方、具体的にはどのような方が対象で、何人ぐらいいて、これによって業務に必要なお金があるのであれば、その辺の説明をお願いできればと思います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 技能労務職員のほうなんです、技能労務職員は、那須南病院の看護助手、今現在14名おりますが、こちらが該当しております。

会計年度ですが、フルタイムとパートタイムにおきまして、現在49名該当となっておりますが、今回のこの改正におきまして、栃木県の最低賃金を下回っている職員は誰もおりません。ですので、これに係りまして補正が必要とか人件費がかかるということはございません。

以上です。

○5番（渋井由放） 了解しました。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第3号 南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第9 （議案第4号）財産の取得について

◎追加日程第10 （議案第5号）財産の取得について

◎追加日程第11 （議案第6号）財産の取得について

○議長（益子明美） 追加日程第9 （議案第4号）財産の取得について、追加日程第10 （議案第5号）財産の取得について及び追加日程第11 （議案第6号）財産の取得についての3議案は、関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま議題となりました議案第4号から第6号までの3件の財産の取得について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第4号 南那須地区斎場の利用環境を維持増進するため、老朽化した空調設備を更新するものであります。

近年、記録的な猛暑が常態化する中、斎場を利用されるご遺族や会葬者の皆様の安全と健康を守る、厳粛な場にふさわしい快適な環境を確保するため、設備更新が必要と判断いたしました。

取得に際しましては、財産負担を複数年度に平準化するため、譲渡特約付賃貸借契約としております。

本年5月27日に条件付一般競争入札を執行いたしましたところ、入札は不落となりましたが、その後に実施した見積り合わせの結果、予定価格の範囲内で三菱電機ファイナンシャルソリューションズ株式会社と随意契約を締結するものでございます。

契約金額は、総額で4,948万6,800円でございます。

続きまして、議案第5号及び第6号の2件について、説明を申し上げます。

本案は、那須烏山消防署及び那珂川消防署に配置しております高規格救急自動車の老朽化に伴い、それぞれ更新を図るものでございます。

議案第5号の車両となります那須烏山消防署配備の高規格救急自動車は、本年4月22日に条件付一般競争入札を執行し、その結果、栃木トヨタ自動車株式会社那須烏山店が落札し、契約金額は4,488万2,190円でございます。納期は令和9年2月26日といたしました。

次に、議案第6号の車両となります那珂川消防署配備の高規格救急自動車は、本年6月3日に条件付一般競争入札を執行し、その結果、同じく栃木トヨタ自動車株式会社那須烏山店が落札し、契約金額は4,414万5,190円でございます。納期は令和9年3月10日といたしました。

これら３件の財産の取得につきまして、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、議案第４号は総務課長に、議案第５号及び第６号は警防課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 議案第４号 財産の取得について補足説明を申し上げます。

南那須地区斎場の空調設備は、平成１７年度の稼働開始から２１年が経過しております。これは法定耐用年数の１５年を大幅に超えており、修繕部分の確保も困難な状況となっております。実際、令和６年度には待合室の空調が故障し、緊急対応を余儀なくされました。斎場という施設の性格上、空調設備の停止は利用者に多大なるご不便と苦痛を強いることになります。今後の安定的な施設運営のため、設備更新は待ったなしの状況であると判断し、更新を行うものです。

今回の更新に当たり、譲渡特約付賃貸借契約方式とした理由は、主に２点ございます。

１点目は、財政負担の平準化で一度に多額の支出を行うのではなく、６０か月の分割支払いにすることで、単年度における財政負担を抑制するものです。

２点目は、将来的な資産の確保と負担の公平化でございます。この契約は５年間のリース満了後、当該設備が無償で組合に譲渡される契約となっております。これにより長期にわたり設備を利用する世代間で負担を分かち合い、受益者負担の公平化を図ることができる合理的な選択であると考えております。

続きまして、入札の経過と結果についてご説明いたします。

本年５月２７日に条件付一般競争入札を執行したところ、１者から入札参加がございました。その結果、提示金額が予定価格を上回る入札は落札には至りませんでしたが、その後に実施した見積り合わせにおいて、予定価格の範囲内の価格を提示した三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社と契約を締結するものです。契約率は９８．２％でございます。契約金額は月額８２万４、７８０円、５年間の総額で４、９４８万６、８００円でございます。この金額には、機器本体の代金に加え、既存設備の撤去処分費、新規据付け工事費及び動産総合保険などの諸経費が全て含まれております。工期につきましては本年９月３０日までと

し、リースの開始は議案書にありますとおり、本年１０月１日からを予定しております。

なお、工事の施工に当たりましては、斎場の運営に極力支障を来さないよう、友引の日や利用の少ない時間帯を厳選しながら作業を進めてまいります。ご遺族の皆様の静穏な環境を損なうことのないよう、細心の注意を払って施工をしていく予定です。

以上、本事業の必要性和内容について補足説明を申し上げました。何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（益子明美） 警防課長。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） 続きまして、私のほうから議案第５号及び議案第６号の財産取得について、一括でご説明を申し上げます。

議案書及び補足資料を併せてご覧ください。

今回取得する財産は、那須烏山消防署及び那珂川消防署へ配備する高規格救急自動車の更新に伴う財産の取得であります。

議案第５号の車両につきましては、那須烏山消防署配備の高規格救急自動車を緊急消防援助隊施設整備費補助金及び地方債を活用して更新するものでございます。

なお、更新となる車両につきましては、乗用車用として活用をいたします。

入札状況につきましては、補足資料の議案第５号の入札状況のとおり、栃木トヨタ自動車株式会社那須烏山店が落札いたしました。

救急自動車の仕様につきましては、補足資料２ページの仕様のとおりであり、高規格救急自動車の基準を満たすものとなります。

納期につきましては、令和９年２月２６日といたしました。

続いて、議案第６号の車両につきましては、那珂川消防署へ配備する高規格救急自動車となります。更新となる車両は、平成２８年度に更新配備したものです。

入札状況につきましては、補足資料、議案第６号の入札状況のとおりであり、同じく栃木トヨタ自動車株式会社那須烏山店が落札いたしました。

救急自動車の仕様につきましても、議案第５号の車両同様であり、こちらに関しましては地方債を利用して更新するものでございます。

納期は令和９年３月１０日といたしました。

ただいまご説明いたしました高規格救急自動車の更新及び救急資機材の更新整備につきましては、車両及び資機材の老朽化に加え、近年の救急件数の増加及び多様化する救急業務の

高度化等を踏まえて更新整備するものであります。さらなる救急隊員の教育訓練を実施し、地域住民の安全安心に努めてまいりたいと存じます。

以上で議案第5号及び第6号に係る補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たっては、財産名をお示しください。質疑はありませんか。

4番、小川議員。

○4番（小川正典） まず空調の件でございますけども、9月、10月から開始ということでございますけども、極力迷惑をかけないということですけど、工事が真夏にかかるのではないかなと思われる頃です。その工事期間というのは、多分エアコンは使えないだろうと推測するんですけども、そこで迷惑をかけないということについては、どんな方法を取っていくのか、このまず1点についてお伺いをしたいと思います。

あと1点ございます。消防車の件ですけれども、那珂川消防署、烏山消防署に配備する値段が違ふと。これは仕様が同じだということなんですけども、那珂川が安いものなのか、仕様を落としているのか、この件についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 斎場の件についてお答えいたします。

斎場の利用統計において、夏季よりも冬季のほうが年間を通じて利用件数が多いということになっておりまして、稼働率が冬のほうが高いという傾向にございます。そのため、やはり混雑する冬季を避け、夏の期間中に工事を完了させることが、利用者への影響を最小限に抑えるのであるということで、今回夏のほうに工事期間を持っていったんですが、特に利用者の滞在時間の長い待合室の空調なんですけど、令和6年度と令和7年度に空調の更新工事をもう既に終えておりますので、待合室は工事の期間中でも正常に使用することができるようになっております。その他のエリアにつきましては、一斉に全てを止めるのではなく、系統ごとに順次更新を行う予定です。さらに、友引や利用の少ない時間帯を、なるべくそういう

全館を止めるときに行うという作業を集中させることにしておりますので、利用する時間帯の冷房機能は可能な限り維持をしたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 警防課長。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） 先ほどの質問で金額の違いということでご質問がありました。車両及び艀装、また、資機材に関しましては同様のものがございます。

違いですが、1台目の那須烏山配備の救急車は、救急消防援助隊設備整備費の補助金対象で、その中の資機材に関しまして、救急消耗品が多く含まれております。主にマスク類とかチューブ類などの気道確保の資機材、また、輸液セットとか、アドレナリンとかブドウ糖等の薬剤関係や除細動パッドというものが多く含まれております。こちらの資機材に関しましては使用期限がありまして、多く在庫を抱えてしまうと、結局使用しないで廃棄してしまうということで、かなり無駄になってしまいますので、使用状況、また、在庫状況を考えまして、できるだけ予算削減のために購入したもののなので、この辺の違いが出てくると思いますが、ご理解のほどよろしくお願いします。

○4番（小川正典） 分かりました。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

1番、平塚議員。

○1番（平塚英教） 参考までに聞くんですけども、議案第5号及び第6号の入札書比較価格というのがあるんですが、これは横に落札率94.9%、6号については96.4%というふうに書いてあるんですけども、これはどういう数字なのか。入札書比較価格について説明をお願いします。

なお、議案第4号についても入札比較価格はあるんですが、落札率が書いておりません。それについての説明もお願いします。

○議長（益子明美） 平塚議員、4号の落札率98.2%と説明に。

○1番（平塚英教） 入っていますか。

○議長（益子明美） 説明がございました。

○1番（平塚英教） 了解です。

○議長（益子明美） では、答弁願います。
総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 議案第4号のほうですが、今回入札は2回やっ
たんですが、どちらも不落ということなので、入札の落札率ではなく、見積書のほうで。

○1番（平塚英教） なおかつ、議案第5号、第6号の数字、入札率と比較価格の金額
なのか。

○議長（益子明美） 今、答弁させますね。
警防課長、お願いします。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） 答弁いたします。
入札の予定価格から実際の入札価格を割ったものでございます。

○1番（平塚英教） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。
7番、堀江議員。

○7番（堀江清一） 斎場の空調に関してなんですが、条件付一般競争入札ということな
んですけれども、まず1つ目は、その条件付というのはどんな条件なのか。入札した業者は
1者しかなかったということで、1回目、2回目ともに結局、予定価格より上回ったので不
落になったということでしょうか。3回目は、見積書を予定価格より下にしてきたの
で、それで決定したという感じだと思いますが、この内容について、5年間で今度譲渡され
るということなんですが、5年間の間のメンテナンス費用というのは含まれるんでしょうか。
よろしくお願いします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 今回、条件付一般競争入札ということで、取りあえず組合または構成市町の令和7年度、8年度の入札指名においてリースに登録された業者であること。また、空調設備の賃貸借契約を公共機関と過去10年以内に締結し、履行を完了した実績を有する者。業務の一部を第三者に請け負わせること。第三者については栃木県内に本店または支店を有し、組合または構成市町の入札参加資格名簿において建設工事にされている方で、空調設備の新規工事または更新工事の実績を有していることで、その3つを追加させていただきました。

あと、5年間のメンテ費用は、この中に含まれております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 7番、堀江議員。

○7番（堀江清一） 第三者の業者に仕事をしてもらおうということだったわけですね。ちなみにですけど、広域行政の地区内にそのような業者はおられなかったのかということなんですか。できればこの地区内にそういう業者がおれば、そういう業者を優先的に使うというふうにしていただければと思うのですが、いなかったんでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 今回、入札の公告をした段階で、そういった業者がおりませんでしたが、今回のこの一緒に工事を行ってくれるのは、北斗管工株式会社、宇都宮にある会社なんですけれども、斎場を最初に建設したときに空調等の工事をしていただいた会社なんです、そちらのほうが工事を請け負うことになっております。

○7番（堀江清一） 地元はいない？ 地元には全然いない？

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） そうですね。地元には残念ながら。でも、田島工業さんがちょっと興味を示されたんですけれども、入札には参加はしていただけませんでした。

以上です。

○7番（堀江清一） 了解しました。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。
質疑はないようですので、これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。
これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。
議案第4号 財産の取得については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 財産の取得については、
原案のとおり可決いたしました。
続きまして、議案第5号 財産の取得については、原案のとおり決定することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 財産の取得については、
原案のとおり可決いたしました。
続きまして、議案第6号 財産の取得については、原案のとおり決定することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 財産の取得については、
原案のとおり可決しました。

ここで休憩いたします。

【休憩】（午前 11 時 06 分）

【再開】（午前 11 時 15 分）

○議長（益子明美） 再開いたします。

◎追加日程第 12 （議案第 7 号）南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）
の選任同意について

○議長（益子明美） 追加日程第 12 （議案第 7 号）南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）の選任同意についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、8 番薄井亮議員の退席を求めます。

〔 8 番 薄井亮 退席 〕

○議長（益子明美） それでは、議事係長に議案を朗読させます。

○議事係長（星麻里） 議案第 7 号 南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）の選任同意について。

下記の者を南那須地区広域行政事務組合監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 29 2 条の規定により準用される同法第 19 6 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 25 日提出。

南那須地区広域行政事務組合長、川俣純子。

記、1、氏名、薄井亮。

2、生年月日、昭和 37 年 6 月 28 日。

3、住所、栃木県那須郡那珂川町健武 1599 番地 3。

以上です。

○議長（益子明美） 提案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第 7 号 南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、組合議会議員の改選後、初の議会を迎えるに当たり、新たにお願いする監査委員として那珂川町より組合議員に選出されました薄井亮氏を選任いたしたく、地方自治法第 292 条において準用する同法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものがあります。

薄井亮氏は、人格高潔にして、財務管理や経営管理など行政運営に関して優れた識見を有しております。当組合の監査委員として最適任者と判断し、お願いするものであります。

何とぞ慎重審議を賜りまして、ご同意くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、これで討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第 7 号 南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）の選任同意については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）の選任同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、8番薄井亮議員の復席を求めます。

〔 8番 薄井亮 復席 〕

○議長（益子明美） 薄井亮議員に申し上げます。議案第7号は、原案のとおり同意されました。

ここで、監査委員に選任されました8番薄井亮議員の監査委員就任のご挨拶をお願いいたします。登壇願います。

〔 8番 薄井亮 登壇 〕

○監査委員（薄井亮） 那珂川町町議の薄井亮でございます。一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員の選任につきましてご同意を賜りまして、お礼を申し上げます。広域行政事務組合の事業が公正かつ効率的に運営できますよう、監査委員として与えられました職責を果たしてまいりたいと考えております。

つきましては、議員の皆様、さらには組合長はじめ職員の皆様の今後一層のご指導をお願い申し上げます。選任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎追加日程第13 （発議第1号）請願等特別委員会の設置について

○議長（益子明美） 追加日程第13 （発議第1号）請願等特別委員会の設置についてを議題といたします。

議事係長に朗読させます。

議事係長。

○議事係長（星麻里） 発議第1号 請願等特別委員会の設置について。

南那須地区広域行政事務組合議会特別委員会条例（昭和５８年１２月２４日組合条例第３号）第１条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

令和８年６月２５日提出。

南那須地区広域行政事務組合議会議長、益子明美。

- １、委員会の名称、請願等特別委員会。
- ２、設置の目的、請願書等の審査のため。
- ３、設置の期間、設置の日から審査終了まで。
- ４、委員の定数、１２名。

以上です。

○議長（益子明美） それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。発議第１号 請願等特別委員会の設置については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。よって、発議第1号 請願等特別委員会の設置については、原案のとおり可決しました。

暫時休憩いたします。

【休憩】（午前11時23分）

【再開】（午前11時24分）

○議長（益子明美） 再開いたします。

◎追加日程第14 （報告第2号）特別委員会委員の選任について

○議長（益子明美） 追加日程第14 （報告第2号）特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議事係長に朗読させます。

議事係長。

○議事係長（星麻里） 報告第2号 特別委員会委員の選任について。

南那須地区広域行政事務組合議会特別委員会条例（昭和58年12月24日組合条例第3号）第2条の規定により、請願等特別委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。

令和8年6月25日提出。

南那須地区広域行政事務組合議会議長、益子明美。

請願等特別委員会委員（12人）、平塚英教、高木洋一、相馬正典、小川正典、渋井由放、川俣義雅、堀江清一、薄井亮、川上要一、青木敏久、大金清、益子明美。

以上です。

○議長（益子明美） 特別委員会委員の選任については、特別委員会条例第2条の規定に基づき、議長が指名することになっております。

よって、ただいまの朗読のとおり、請願等特別委員会委員を選任したことを報告いたします。

暫時休憩いたします。

【休憩】（午前 11 時 26 分）

【再開】（午前 11 時 36 分）

○議長（益子明美） 再開いたします。

◎追加日程第 15 （報告第 3 号）特別委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（益子明美） 追加日程第 15 （報告第 3 号）特別委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

請願等特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果を、議事係長に朗読させます。

議事係長。

○議事係長（星麻里） 報告第 3 号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について。

請願等特別委員会において、南那須地区広域行政事務組合議会特別委員会条例（昭和 58 年 12 月 24 日組合条例第 3 号）第 3 条の規定により委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 25 日提出。

南那須地区広域行政事務組合議会議長、益子明美。

請願等特別委員会、委員長、渋井由放。副委員長、小川正典。

以上です。

○議長（益子明美） 特別委員会の委員長及び副委員長については、特別委員会条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、委員会において互選することになっております。

ただいまの朗読のとおり決定されましたので、ご報告いたします。

◎追加日程第 16 （付託第 1 号）請願書等の付託について

○議長（益子明美） 追加日程第 16 （付託第 1 号）請願書等の付託についてを議題といたします。

議事係長に朗読させます。

議事係長。

○議事係長（星麻里） 付託第１号 請願書等の付託について。

南那須地区広域行政事務組合議会会議規則（令和７年２月２７日組合議会規則第１号）第１４２条及び第１３８条の規定により、令和８年第２回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会において、次のとおり請願書等を付託する。

令和８年６月２５日提出。

南那須地区広域行政事務組合議会議長、益子明美。

審査期限、休会中に審査し本会議中に報告すること。

付託委員会、請願等特別委員会。

番号、陳情第１号。

件名、「汚泥再生処理センター建設候補エリア」の選定について検討を求める陳情。

備考、那須烏山市東原自治会長、塩野一昭。

以上です。

○議長（益子明美） この請願書等については、先ほど設置した特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。よって、付託第１号のとおり、請願等特別委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

【休憩】（午前１１時３９分）

【再開】（午前１１時４６分）

○議長（益子明美） 再開いたします。

議事日程の追加についてお諮りいたします。

これより、ただいま配付いたしました議事日程を追加して、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加して議事を進めることに決定いたします。

◎追加日程第１７ 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（益子明美） 追加日程第１７ 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議事係長に朗読させます。

議事係長。

○議事係長（星麻里） 令和８年９月２５日、南那須地区広域行政事務組合議会議長、益子明美様。

請願等特別委員会委員長、渋井由放。

閉会中の継続審査の申出について。

本委員会は、次の審査事件について、引き続き閉会中の継続審査を要するものと決定したので、南那須地区広域行政事務組合議会会議規則（令和７年２月２１日組合議会規則第１号）第１０９条の規定により申し出ます。

事件、陳情書第１号「汚泥再生処理センター建設候補エリア」の選定について再検討を求める陳情について。

理由、判断材料が不足していることから慎重な審査が必要である。

期間、審査が終了するまで。

以上です。

○議長（益子明美） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。特別委員会委員長からの提出のあった、会議規則第１０９条の規定に基づく閉会中の継続審査の申出につきましては、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員長から提出された閉会中の継続審査の申出については、承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、開催されました第2回臨時会は、組合議会議員提出後の初議会でありまして、正副議長の選挙のほか、各議案につきましても慎重にご審議をいただき可決され、ここに全ての日程を終了することができました。

これも、ひとえに皆様のご協力によるものでありまして、深く感謝を申し上げます。

私も新議長として、さらに円滑な議会運営と南那須地域の振興発展のため努力してまいりますので、今後とも特段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

それでは、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和8年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〔 午前11時49分閉会 〕